

様式第 8 号 (第 18 条関係)

建 築 (建 設) 承 認 申 請 書	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和 泉 市 長 あて</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 ()</p> <p>都市計画法第 37 条第 1 号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	<p>※手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>収納済</p> <p>係員</p>
開 発 登 録 簿 の 番 号	
建 築 物 又 は 特 定 工 作 物 の 敷 地 の 所 在 及 び 地 番	
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
承 認 を 要 す る 理 由	
※ 受 付 欄	※ 承 認 欄
	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>和 泉 市 長</p>
※ 備 考	条 件 欄
	<p>条 件</p> <p>都市計画法第 36 条第 3 項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。</p> <p>(教 示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、和泉市を被告として (訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記 1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
注) ※印欄は、記入しないこと。	
申 請 代 理 人 住 所 ・ 氏 名	電 話 番 号 ()